

# 平成28年度事業計画

## I. 基本方針

医療・福祉を取り巻く状況は、介護保険の報酬改定や診療報酬改定と続き、平成28年度も、昨年に引き続き2025年問題や地域包括ケアシステムの推進など、多くの課題が次々と出てきています。こうした複雑になった厳しい状況の中で、私たち医療ソーシャルワーカーの果たす役割はますます多くなってきています。今後も社会の期待に応えて行くためには、ソーシャルワーカーとして質の高い実践を展開できる専門性の向上や、わかりにくい制度や政策の情報を集約し、的確に支援できる技術が求められます。平成28年度も協会として、職能団体として、体系的な教育・養成に努めて行きます。

今後は診療報酬改定でも示されてきている「地域包括ケアシステム」を推進する医療と介護の多職種による協働が大切で、他職種との連携は喫緊の課題となっています。そのためには、区市町村レベルの連携も大切になり、各地域でも、行政や機関、事業から求められた場合に応えて行ける人材と体制を、ブロック単位で検討していく必要があります。その意味でも、数年前より出されているブロックの再編の検討もしていく時期かと思えます。

また、首都圏直下型地震の災害への取組みも必要となってきています。東日本大震災への5年間の取組から、被災地から共に学び、災害対策活動についてシステム作りを行うことも進めていきます。

その他にも、小児医療問題や医療事故調査制度、セクシュアル・マイノリティへの支援など、社会問題に医療ソーシャルワーカーとして検討や検証が求められます。それらの問題に協会として取り組み、社会への貢献を果たしていきましょう。

相談窓口ではなかなか相談できないという方や身近なところに受診や生活の悩みや困難の解決を図る術のない方に、私たち医療ソーシャルワーカーを知っていただき、活用していただくために、広報の方法もプロジェクトを立ち上げ検討していくことにします。

社会の状況が変化し、課題が増えれば、私たちの仕事量もまた増えることとなりますが、それを乗り切る仲間や組織を育て、医療ソーシャルワーカーの勤務環境改善に取り組み、会員が長く働き続けるための取り組みも協会として、職能団体として行っていきたいと思えます。

## II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。
  - (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
  - (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。
  - (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。
  - (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。

2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを目的に以下の事業に取り組む。
  - (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
  - (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
  - (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入する。また相談来談者に対しても不測の事態に備え傷害保険に加入する。
  - (4) 会員の連携をより進めるため、ブロックの再編の検討も進める。
  
3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指してゆく。
  
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握しやすい協会活動の基盤整備を行う。
  
5. コンピューターを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
  - (1) ホームページの管理と協会の広報を行う。
  - (2) 「広報プロジェクト」にてホームページ内容やパンフレット等を検討し、充実を図る。
  - (3) 会員管理を的確に把握できる会員管理ソフトを使用し、充実を図る。
  
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
  
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
  - (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーを派遣し、協力する。
  - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。  
「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
  - (3) 東京都医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
  - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
  - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
  - (6) その他、ホスピタルショー等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
  
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。
  - (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）

- (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果（医療ソーシャルワークの解決技法）編集（東京都）
- (3) 電話相談(医療と福祉110番)（東京都）

9. 委託事業の充実のために、予算の増額を要望する。

10. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進し、組織の拡大に努める。

### Ⅲ. 各事業計画

#### 【定款第1号事業】

##### 1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

###### 1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。

###### 2. 難病検診〔受託事業〕

受託事業として都民を対象に、東京都難病団体連合会主催の難病検診に協力する。年8回の開催に対し、1回当たり必要な医療ソーシャルワーカー2～3名を派遣する。

###### 3. 相談会関連事業〔自主事業〕

###### (1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の独自相談会実行委員等で構成する。

###### (2) 地域独自相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う。(江戸川区・葛飾区・清瀬市・西東京市の4カ所)

###### 4. 災害支援活動〔自主事業〕

東日本大震災を契機に、「決して忘れないこと。伝えてゆくこと。続けること」という理念のもと、「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、都内の災害支援対策の確立を目指してゆく。

###### (1) 支援活動の運営

従来の「震災支援対策委員会」から「災害支援対策委員会」へと名称変更し、委員会を概ね月1回開催し、活動計画を検討する。委員の構成は、三役、各部の担当理事、活動に賛同する一般会員とする。

## (2) 被災者への支援

東日本大震災の避難者に対しては、当協会の他の事業（例：「医療と福祉110番」、地域巡回相談会）と連動しながら、相談支援活動を展開する。また、都内近郊で開催される避難者交流会への参加、広域支援ネットワークの参加等、各関係機関や団体と連携を図りながら、被災者への支援を行う。

## (3) 防災・減災対策

東京都及び関東圏における災害を想定し、首都圏直下型震災への準備や他地域の震災支援が的確に行えるよう対策を検討する。

## (4) 会員や関係機関・団体への教育及び広報活動

活動の報告会や学会発表、現地のMSW協会との交流会・フィールドワークの共催、災害支援ニュース「つたえる」定期発行、別冊「つたえる」第2号の出版等により、会員への啓発や各関係機関との関係構築を図り、協会全体の支援体制を強化する。

### 【定款第2号事業】

#### 1) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。

##### 1. 講座〔自主事業〕※講師 敬称略

平日の夜間、年3回開催を目標とする。また、内容としては、昨年度から引き続き「地域包括ケアシステムについて」を年間の共通のテーマとして、精神保健の立場からみた地域包括ケアなど多角的な視点から講座を開催し、会員各自の資質の向上につながるようにする。

##### 2. 研修会

###### (1) 新人研修〔自主事業＋一部受託事業〕※講師 敬称略

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような研修を開催し、受講生同士の交流となる機会も多く設ける。講義形態は通年コースと集中コースを設定し、募集規模・開催時期・開催時間等は例年通りとする。また、特別講義の内容については昨年度参加者に実施したアンケートから得られた会員のニーズに合った内容に見直す。運営としては、会員の縦と横のつながりを強化するために前年度の受講生が協力員として関わる体制で開催する。

【講師】樋口 昌彦（至誠会第二病院）

大沼 扶美江（都立広尾病院）

小松 美智子（武蔵野大学）

その他、複数名の講師を予定している。

※通年40名、集中20名を予定して計画している。講師は、昨年と同じ方を予定している。

(2) グループスーパービジョン〔受託事業〕※講師 敬称略

例年通りA・B・C・Dと4講座、各年10回開催。どのコースも平日の夜間開催。

【講師】古屋 龍太（日本社会事業大学）

石井 三智子（明治学院大学）

朝比奈 朋子（東京成徳大学）

助川 征雄（聖学院大学）

(3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕※講師 敬称略

前年に引き続き平日の夜間年8回開催。

【講師】福山 和女（ルーテル学院大学）

(4) 連続講座〔自主事業〕※講師 敬称略

①外国人支援のためのソーシャルワーク

土曜の午後、年度の前半（6月～9月）4回開催。

【講師】大川 昭博（移住者と連帯する全国ネットワーク理事）

藤平 輝明（東京医科大学病院MSW）

大貫 憲介（さつき法律事務所代表弁護士）

松野 勝民（横浜市菅田地域ケアプラザSW）

②中堅者研修

年度の後半（10月～2月）5回開催。

【講師】調整中

3. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。

平成28年度は、平成27年度の会員へのアンケートや聞き取り調査や「集い」で出た意見をまとめ会員へフィードバックするとともに、研修内容や研修会場について吟味していく。隔月6回開催予定。

【定款第3号事業】

医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、平成27年度の委員会の運営継続と、新たに4つの委員会を立ち上げる。

(1) ホスピス・緩和ケアにかかわるMSWの集い

会員・非会員を対象に第4回集いを開催する。緩和ケアの個別事例を用いて、多機関のMSWで地域社会における課題抽出・整理、ネットワーク構築を図る。

(2) MSWによるセクシュアル・マイノリティへの支援

定期的な勉強会を重ね、長期計画として相談会等の支援体制の構築を目指す。

(3) 小児医療問題専門小委員会

東京都小児等在宅医療検討部会の委員と関心のあるMSWで構成される。小児医療をめぐる諸問題を集積し、問題提起する場として運営する。

(4) 患者申出療養制度

平成28年4月より制度の運用が開始され、その動向と影響について調査研究を行い、問題把握とMSWとして提起を行う。

(5) 医療事故調査制度

平成27年10月より制度の運用が開始され、その動向と影響について「東京MSW」の活用及び勉強会開催等により問題把握・提起を行う。

**【定款第4号事業】**

**4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】**

1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(各号1000部)

会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。

2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(1150部)

(1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。

- ①医療福祉領域の実践を基にした研究・調査・実践報告
- ②会員内の相互理解促進のための情報提供
- ③会員外向け協会活動の広報記事

(2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈を行い、合わせて関連機関誌への広告掲載により、医療ソーシャルワークの理解を広める。